

2010年度版

# 奈良の企業支援ガイドブック

## [雇用支援編] (概要版)

奈良県・(財)奈良県中小企業支援センター

このガイドブックは、(財)奈良県中小企業支援センターが平成22年10月に発行しております『奈良の企業支援ガイドブック[雇用支援編]2010年度版』の概要版です。

企業の皆様に雇用・労働関係助成金等を「Ⅰ 創業をしたい」「Ⅱ 新たに雇用したい」「Ⅲ 雇用を維持したい」「Ⅳ 労働者の再就職を援助したい」「Ⅴ 障害者を雇用したい・雇用管理の改善を行いたい」「Ⅵ 雇用管理の改善を行いたい」「Ⅶ 労働者の能力開発等を行いたい」の7つの目的別で紹介しています。

制度の詳細につきましては、14ページの「各助成金のお問い合わせ先」へお願いいたします。

### Ⅰ 創業をしたい

雇用保険の受給資格者が創業した場合

#### ① 受給資格者創業支援助成金

雇用保険の受給資格者（算定基礎期間：5年以上）自らが創業し、創業後1年以内に労働者を雇い入れて雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の一部を助成します。

高年齢者等が共同して創業した場合

#### ② 高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等3人以上が共同して新たに法人を設立し、労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成します。

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域で創業することに伴い求職者を雇い入れた場合

#### ③ 地域再生中小企業創業助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生事業を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れた場合、創業に係る経費の一部及び雇入れの人数に応じて一定額を助成します。

※奈良県は飲食料品小売業、その他の小売業、飲食店、食料品製造業、情報サービス業、宿泊業の6分野が地域再生事業の対象となっております。

## Ⅱ 新たに雇用したい

高年齢者、障害者等の就職が困難な方を雇い入れた場合

④ **特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）**  
高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

65歳以上の離職者を雇い入れた場合

⑤ **特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）**  
高年齢者（65歳以上の方）をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

建設業を離職された方を雇い入れた場合

⑥ **建設業離職者雇用開発助成金**  
45歳以上60歳未満の建設業離職者を、ハローワーク等の紹介により、雇い入れた建設業以外の事業主に対し、賃金の一部を助成します。

地域求職者等を雇い入れた場合

⑦ **地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）**  
雇用機会が特に不足している地域等において、要した経費が300万円以上の事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人（創業については2人）以上雇い入れた場合、一定額を助成します。

地域求職者の雇入れに伴い中核人材を受け入れた場合

⑧ **地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金（中核人材用））**  
雇用機会が特に不足している地域等において、新たな事業展開に資すると認められる中核人材労働者を受け入れ、それに伴い、受け入れた中核人材労働者の数の2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を雇い入れた場合、受け入れた中核人材労働者の人数に応じて一定額を助成します。

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合

⑨ **派遣労働者雇用安定化特別奨励金**  
6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期又は6か月以上の有期で直接雇い入れた場合、奨励金を支給します。

年長フリーターや内定を取り消された学生等を雇い入れた場合

⑩ **若年者等正規雇用化特別奨励金（平成24年3月31日まで）**  
年長フリーター等（40歳未満）や採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を、ハローワーク等の紹介により正規雇用する場合、一定期間経過後に奨励金を支給します。

大学等の既卒者を正規雇用した場合

⑪ **3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金**  
(平成24年3月31日まで)  
大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇い入れた場合、正規雇用での雇入れから6か経過後に奨励金を支給します。

<p>雇用管理改善業務を担う介護人材を雇い入れた場合</p>	<p><b>⑫ 介護基盤人材確保等助成金</b>          新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として特定労働者を雇い入れた場合に事業主（企業単位）に助成します。</p>
<p>介護関係業務の未経験者を雇い入れ、定着させた場合</p>	<p><b>⑬ 介護未経験者確保等助成金</b>          介護関係業務の未経験者を雇用保険一般被保険者（週所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主（企業単位）への支援として助成します。</p>
<p>特定の求職者を短期間の試行雇用として雇い入れた場合</p>	<p><b>⑭ 試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）</b>          職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合、奨励金を支給します。</p>
<p>卒業後も就職活動継続中の新規学卒者を有期雇用で育成し、正規雇用した場合</p>	<p><b>⑮ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（平成24年3月31日まで）</b>          卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3か月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。</p>
	<p><b>⑯ 既卒者育成支援奨励金（平成24年3月31日まで）</b>          ※平成22年度の補正予算で措置されています。          長期の育成支援が必要な卒業後3年以内の既卒者を原則6か月有期雇用し、その間に座学等（OFF-JT）の研修により育成のうえ、正規雇用に移行させた成長分野（環境等）の中小企業の事業主に対して奨励金を支給します。</p>
<p>十分な技能・知識を有しない求職者を受け入れた場合</p>	<p><b>⑰ 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金</b>          新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者（緊急人材育成支援事業による職業訓練修了後、一定期間（1か月）経過しても就職が決まっていない者）を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して支給します。</p>
<p>実習型雇用終了後に対象者を常時雇用として雇い入れた場合</p>	<p><b>⑱ 正規雇用奨励金（実習型）</b>          実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金を受給した事業主が、実習型雇用終了後に対象者を常用雇用として雇い入れ、一定期間職場定着した場合支給します。</p>

<p>実習プログラムに沿った長期間の職場実習に新卒者を受け入れた場合</p>	<p><b>⑲ 新卒者就職応援プロジェクト</b>          新卒者の方を対象に、採用意欲のある中小企業の現場等において、実習プログラムに沿った長期間の職場実習を行った場合に、受入企業と実習生に助成金を支給します。</p>
<p>中小企業事業主が経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた場合</p>	<p><b>⑳ 人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）</b>          改善計画の認定を受けた中小企業者が、新分野進出（創業・異業種進出）又は生産性の向上に必要な人材を雇い入れた場合に助成します。</p>
<p>特定の地域において雇用創出効果が見込まれる設備投資を行った場合</p>	<p><b>㉑ 地域活性化・雇用促進資金</b>          特定の地域において、一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方などにご利用いただけます。</p>
<p>大規模立地において県内から新規常用雇用した場合</p>	<p><b>㉒ 奈良県企業立地促進補助金</b>          雇用の創出及び地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な工場・研究所の立地に対して支援します。</p>
<p>中規模立地において県内から新規常用雇用した場合又は（県内外を問わず）大量に常用雇用した場合</p>	<p><b>㉓ 奈良県企業活力集積促進補助金</b>          経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場・研究所の立地に対し支援します。</p>
<p>工場等の機能強化において県内から新規常用雇用した場合</p>	<p><b>㉔ 奈良県企業定着促進補助金</b>          県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場・研究所の機能強化（建物の改築・改修、機械装置の設置等）を支援します。</p>
<p>立地企業が人材確保の求人広告等を行った場合</p>	<p><b>㉕ 奈良県企業立地人材確保支援補助金</b>          立地企業の人材確保のために、求人広告や人材紹介の活用を支援します。</p>
<p>一定の要件を満たす企業立地をした場合</p>	<p><b>㉖ 奈良県企業立地促進優遇税制</b>          一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税や不動産取得税の軽減措置を行います。</p>

### Ⅲ 雇用を維持したい

事業活動が縮小する中で雇用の維持に取り組んだ場合

#### ㉗ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

定年の引上げや定年の定め廃止等を実施した場合

#### ㉘ 定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金）

65歳以上への定年引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の廃止又は希望者全員を対象とする65歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度（65歳安定継続雇用制度）の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給します。

高年齢者の職域の拡大や外部の高年齢者の採用等を実施した場合

#### ㉙ 定年引上げ等奨励金（高年齢者雇用モデル企業助成金）

70歳まで働ける制度や希望者全員が65歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や処遇の改善、または外部の高年齢者の積極的な採用に係る先進的な取組を行う事業主に対して支給します。

事業主団体が傘下企業について定年引き上げや雇用確保措置の充実を実施した場合

#### ㉚ 定年引上げ等奨励金（高年齢者雇用確保充実奨励金）

傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む。）等を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した費用及び事業の成果に応じて支給します。

### Ⅳ 労働者の再就職を援助したい

離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じた場合

#### ㉛ 労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高年齢者等のうち、再就職を希望する方に対して、在職中からの求職活動への支援を行う場合に助成します。

離職を余儀なくされる労働者の再就職援助を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合

#### ㉜ 労働移動支援助成金（再就職支援給付金）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高年齢者等のうち、再就職を希望する方について、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その費用の一部を助成します。

## V 障害者を雇用したい・雇用管理の改善を行いたい

中小企業の事業主が初めて障害者を雇い入れた場合

**㉓ 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）**  
障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、奨励金を支給します。

特例子会社等を設立し、障害者を雇い入れた場合

**㉔ 特例子会社等設立促進助成金**  
特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立し、障害者を新たに雇用した事業主に対し、助成金を支給します。

発達障害者を雇い入れた場合

**㉕ 発達障害者雇用開発助成金**  
発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、ハローワーク又は地方運輸局の職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成します。

難病のある人を雇い入れた場合

**㉖ 難治性疾患患者雇用開発助成金**  
難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワーク又は地方運輸局の職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。

精神障害者等ステップアップ雇用により雇い入れた場合

**㉗ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金**  
週20時間以上の就業を目指す精神障害者又は発達障害者（以下「精神障害者等」といいます。）を3か月から12か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合に奨励金を支給します。  
また、同時に複数の精神障害者等をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合はグループ雇用奨励加算金を支給します。

事業主が作業施設、作業設備等の整備等を行った場合

**㉘ 障害者作業施設設置等助成金**  
障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設若しくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

事業主が福利厚生施設の整備等を行った場合

**㉙ 障害者福祉施設設置等助成金**  
障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主又はその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

<p>雇用管理のために必要な介助等の措置を行った場合</p>	<p><b>④① 障害者介助等助成金</b>          重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。</p>
<p>社会福祉法人等又は事業主が、障害者に対する職場適応援助者による援助を行った場合</p>	<p><b>④② 職場適応援助者助成金</b>          職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため、職場適応援助者（高齢・障害者雇用支援機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者）による援助の事業を行う社会福祉法人等又は自社の事業所に職場適応援助者を配置し、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成します。</p>
<p>精神障害者の支援の専門家を雇用・委嘱した場合</p>	<p><b>④③ 精神障害者雇用安定奨励金（精神障害者支援専門家活用奨励金）</b>          精神障害者を雇い入れるとともに、精神保健福祉士等の精神障害者の支援に係る専門家を雇い入れ、又は委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせた場合に奨励金を支給します。</p>
<p>精神障害者の支援を担当する専門家を養成した場合</p>	<p><b>④④ 精神障害者雇用安定奨励金（社内精神障害者支援専門家養成奨励金）</b>          労働者に精神保健福祉士等の養成課程を履修させ、新たに雇い入れた精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせた場合に奨励金を支給します。</p>
<p>精神障害者と働くために役立つ講習を受講させた場合</p>	<p><b>④⑤ 精神障害者雇用安定奨励金（社内理解促進奨励金）</b>          精神障害者を雇い入れ、又は職場復帰させるとともに、精神障害者とともに働く労働者に精神障害者の支援に関する知識を習得するための講習を受講させた場合に奨励金を支給します。</p>
<p>精神障害者にピアサポートの業務を担当させた場合</p>	<p><b>④⑥ 精神障害者雇用安定奨励金（ピアサポート体制整備奨励金）</b>          精神障害者を雇い入れ、又は職場復帰させるとともに、社内の精神障害者に精神障害者への配慮事項等に関する事業所への助言等、ピアサポートの業務を担当させた場合に奨励金を支給します。</p>
<p>通勤を容易にするための措置を行った場合</p>	<p><b>④⑦ 重度障害者等通勤対策助成金</b>          重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れる又は継続して雇用する事業主、又はこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成します。</p>

障害者を多数雇用し施設等の整備等を行った場合

**④⑦ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金**

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を労働者として多数雇い入れる又は継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者就業・生活支援センター設立の準備を行った場合

**④⑧ 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金**

障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を策定し、労働局長からの認定を受けた事業主に対し、障害者の就業支援業務に要した費用の一部を助成します。





## VI 雇用管理の改善を行いたい

<p>事業協同組合等が構成中小企業者の雇用管理の改善を行った場合</p>	<p><b>④9 人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）</b> 改善計画の認定を受けた事業協同組合等の中小企業団体が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。</p>
<p>有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤0 中小企業雇用安定化奨励金（正社員転換制度奨励金）</b> 就業規則等により、有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。</p>
<p>正社員と共通の処遇制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤1 中小企業雇用安定化奨励金（共通処遇制度奨励金）</b> 就業規則等により、フルタイム有期契約労働者について、正社員と共通の処遇を行う制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。</p>
<p>正社員と共通の教育訓練制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤2 中小企業雇用安定化奨励金（共通教育訓練制度奨励金）</b> 就業規則等により、フルタイム有期契約労働者について、正社員と共通の教育訓練制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。</p>
<p>正社員と共通の評価・資格制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤3 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（共通））</b> パートタイム労働者の仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。</p>
<p>パートタイム労働者の能力・職務に応じた評価・資格制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤4 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（パート））</b> パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。</p>
<p>パートタイム労働者を正社員へ転換した場合</p>	<p><b>⑤5 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（正社員転換制度）</b> パートタイム労働者から正社員への転換のための試験制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。</p>
<p>パートタイム労働者の健康診断制度を導入した場合</p>	<p><b>⑤6 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（健康診断制度）</b> パートタイム労働者の健康診断制度を導入し、実際に延べ4人以上に実施した場合に助成金を支給します。</p>
<p>短時間正社員制度を導入・運用する場合</p>	<p><b>⑤7 短時間正社員制度導入促進等助成金</b> 短時間正社員制度を導入し、実際に当該制度を利用した場合に、対象労働者10人目まで助成金を支給します。</p>

<p>中小企業において初めて育児休業者が出た場合</p>	<p><b>⑤⑧ 育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）</b>  <small>（平成24年3月31日まで）</small>          中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（労働者数100人以下）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給します。</p>
<p>保育施設を事業所内に設置し、運営する場合</p>	<p><b>⑤⑨ 育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）</b>          労働者のための保育施設を事業所内に設置する事業主又は事業主団体に対し、その設置、運営（運営開始後最長10年間）、増築及び保育遊具等購入に係る費用の一部を助成します。</p>
<p>労働者が育児・介護サービスを利用した費用の補助を行った場合</p>	<p><b>⑥⑩ 育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース））</b>          労働者が育児又は介護に係るサービスを利用する際に要した費用の全部又は一部を補助する制度を労働協約又は就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主及び育児又は介護に係るサービスを行うものと契約し、そのサービスを労働者に利用させた事業主に対して、事業主が負担した額の一定割合を助成します。</p>
<p>育児休業取得者の代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合</p>	<p><b>⑥⑪ 育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保コース））</b>          育児休業終了後、育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを労働協約又は就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させた事業主に、一定額を助成します。</p>
<p>短時間勤務制度を設けて子育て期の労働者が利用した場合</p>	<p><b>⑥⑫ 育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース））</b>          少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまでの子）を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度（1日の労働時間を6時間とする制度を含む短時間勤務制度）を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給します。</p>
<p>育児・介護休業取得者に対する職場復帰プログラムを実施した場合</p>	<p><b>⑥⑬ 育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（休業中能力アップコース））</b>          育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業団体に支給します。</p>

<p>育児休業期間中に経済的支援を行った場合</p>	<p><b>⑥4 育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置）</b> 労働者の育児休業期間中に、事業主が独自に3か月以上の経済的支援を行った場合に、経済的支援に係る費用の一部を助成します。</p>
<p>新たに介護福祉機器を導入した場合</p>	<p><b>⑥5 介護労働者設備等整備モデル奨励金</b> 奨励金は、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、労働局の認定を受けた導入・運用計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行うことにより労働環境を改善し、もって、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して、当該機器の導入・運用等に要した費用の一部を支給します。</p>
<p>建設労働者の技能の向上のため教育訓練を行った場合</p>	<p><b>⑥6 人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）</b> 中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成します。</p>
<p>建設労働者の雇用の改善を行った場合</p>	<p><b>⑥7 人材確保等支援助成金（建設事業主雇用改善推進助成金）</b> 中小建設事業主が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成します。</p>
<p>建設業の事業主団体が構成員である建設事業主に雇用される建設労働者の雇用の改善を行った場合</p>	<p><b>⑥8 人材確保等支援助成金（建設事業主団体雇用改善推進助成金）</b> 建設業の事業主団体が、団体の構成員である建設事業主に雇用される建設労働者の雇用改善を図るため雇用改善推進事業を行った場合、経費の一部を助成します。</p>
<p>建設業の事業主団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合</p>	<p><b>⑥9 人材確保等支援助成金（建設業人材育成支援助成金）</b> 中小建設事業主団体又はその連合団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合、経費の一部を助成します。</p>
<p>中小企業が単独で退職金制度を設けることができない場合</p>	<p><b>⑦0 中小企業退職金共済制度</b> 中小企業に働く従業員のための退職金制度である「中小企業退職金共済制度」は、単独で退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済と国の支援によって設けられているものです。</p>

## Ⅶ 労働者の能力開発等を行いたい

労働者に職業訓練等を受けさせた場合

### ⑦① キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）

事業主が雇用する労働者のキャリア形成を促進するために、職業訓練等の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

常用雇用労働者に職業訓練等を実施した場合

### ⑦② 成長分野等人材育成支援奨励金（平成24年3月31日まで）

※平成22年度の補正予算で措置されています。

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、又は他の分野から配置転換し、OFF-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主へ訓練費用の助成を行います。

中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、職業訓練を実施した場合

### ⑦③ 中小企業雇用創出等能力開発助成金

奈良県知事から中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者事業主が雇用する労働者に、計画的に職業訓練等を実施する場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

労働者に職業能力検定等を受けさせた場合

### ⑦④ キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）

事業主が雇用する労働者に、厚生労働大臣が定める職業能力評価を受けさせた場合に、受験料及び受験時間の賃金の一部を助成します。

中小建設事業主が建設業以外の新分野へ進出した場合

### ⑦⑤ 建設業新分野教育訓練助成金

建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対して助成します。

中小企業等が従業員研修を実施した場合

### ⑦⑥ 中小企業等基盤強化税制〔教育訓練費に係る法人税・所得税額の特別控除〕（人材投資促進税制）

中小企業者等が実施する従業員研修の費用の一定割合を法人税・所得税から税額控除し、中小企業者等の人材育成を応援します。

雇用機会が著しく不足している地域の事業主が求職者を雇い入れ、職業訓練を実施した場合

### ㉗ 地域雇用開発能力開発助成金

雇用機会が著しく不足している地域の事業主が当該地域に居住する求職者を雇い入れ、計画的に職業訓練等を実施する場合に、訓練に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

※ 県内の対象地域は以下のとおりです。

北和地域（奈良市、天理市、生駒市、山添村）

中和地域（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、東吉野村、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）

障害者等に職業訓練等を受講させた場合

### ㉘ 職場適応訓練制度

障害者等の雇用拡大・促進を目的として、奈良県が事業主に職場内の訓練を委託し、それによって障害者等の作業環境への適応が容易になるようにしたうえで、訓練終了後は事業所に引き続き雇用していただく制度です。



各助成金のお問い合わせ先

助成金番号	取扱窓口	電話番号
㉒ ㉓ ㉔ ㉖	奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ	0742-27-8813
㉕	奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業立地支援グループ	0742-27-8872
㉗	奈良県 健康福祉部 障害福祉課 障害者雇用促進係	0742-27-8514
㉑ ㉘	奈良労働局 職業安定部 職業安定課	0742-32-0208
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	奈良労働局 職業安定部 職業対策課	0742-32-0209
㉠ ㉡	奈良労働局 雇用均等室	0742-32-0210
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	奈良公共職業安定所	0742-36-1601
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	大和高田公共職業安定所	0745-52-5801
※ 制度的な説明については奈良労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。 (㉑㉒については職業安定課にお問い合わせください。)	大和郡山公共職業安定所	0743-52-4355
	桜井公共職業安定所	0744-45-0112
	下市公共職業安定所	0747-52-3867
	(独)高年齢・障害者雇用支援機構 奈良高年齢・障害者雇用支援センター (奈良分室)	0742-30-2245
㉑	(財)介護労働安定センター 奈良支所	0742-35-2701
㉑	奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200
㉑ ㉒	近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	06-6966-6013
㉑ ㉒ ㉓	(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 雇用管理係	0744-22-5101
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙	(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係	0744-22-5302
㉑	(株)日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業	0742-35-9910 <フリーダイヤル> 0120-154-505
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟	(財)21世紀職業財団 奈良事務所	0742-36-6777
㉑	(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	03-3436-0151

郵便番号	住 所	H P ア ド レ ス
630-8501	奈良市登大路町30	<a href="http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm">http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm</a> ----- <a href="http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1834.htm">http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1834.htm</a>
630-8570	奈良市法蓮町387	<a href="http://www.nararoudoukyoku.go.jp/">http://www.nararoudoukyoku.go.jp/</a>
630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	<a href="http://www.nararoudoukyoku.go.jp/01soshiki/03hellowork.html">http://www.nararoudoukyoku.go.jp/01soshiki/03hellowork.html</a>
635-8585	大和高田市池田574-6	
639-1161	大和郡山市観音寺町168-1	
633-0007	桜井市外山285-4-5	
638-0041	吉野郡下市町下市2772-1	
630-8122	奈良市三条本町9-21 J R 奈良伝宝ビル 6 階	<a href="http://www.jeed.or.jp/">http://www.jeed.or.jp/</a>
630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル 2 階	<a href="http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nara/">http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nara/</a>
630-8213	奈良市登大路町38-1	<a href="http://www.chuokai-nara.or.jp/">http://www.chuokai-nara.or.jp/</a>
540-8535	大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/jinzai.html">http://www.kansai.meti.go.jp/jinzai.html</a>
634-0033	橿原市城殿町433	<a href="http://www.ehdo.go.jp/nara/">http://www.ehdo.go.jp/nara/</a>
630-8115	奈良市大宮町7-1-33	<a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a>
630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮第1ビル 5 階	<a href="http://www.jiwe.or.jp/">http://www.jiwe.or.jp/</a>
105-8077	東京都港区芝公園1-7-6	<a href="http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/">http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/</a>

本パンフレットには、各種助成金等の概要を掲載しております。詳細な内容をご覧いただきたい場合は、『奈良の企業支援ガイドブック[雇用支援編] 2010年度版』をご利用ください。

(URL : [http://www.nashien.or.jp/shushokushien/img/10guidebook\\_koyo.pdf](http://www.nashien.or.jp/shushokushien/img/10guidebook_koyo.pdf))

各支援策の活用にあたっては併給調整が必要な場合や項目、要件、申請時期などが変更されている場合もありますので、詳細な内容を関係機関にお問い合わせください。

奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課

奈良市登大路町30 TEL. 0742-27-8812

(財)奈良県中小企業支援センター 経営支援課 人材確保係

奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3階 TEL. 0742-30-5070